9 相広発第 1 0 5 号 平成 1 9 年 7 月 1 7 日

相楽郡広域事務組合 衛生手数料等適正化委員会 委員長 比山 節男 様

相楽郡広域事務組合 代表理事 木 村 要

一般廃棄物(し尿)処理手数料の適正化について(諮問)

下記の事項について、相楽郡広域事務組合衛生手数料等適正化委員会設置要 綱第2条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

## 1 諮問事項

し尿くみ取り手数料の適正化について

## 2 諮問理由

相楽管内のし尿くみ取り手数料は、昭和 47 年 9 月 1 日に 10 リットルあたり 25 円と設定され、その後、8回の手数料改正がなされており、直近では平成 13 年 4 月に 10 リットルあたり 100 円に改正し、現在に至っています。

改正後6年が経過しており、し尿収集運搬業務を取り巻く環境も大きく変化してきているところであり、受益と負担の適正化の公平性の観点からも手数料の適正化を検討すべきではないかと考えるところであり、今回諮問するものであります。

## し尿くみ取り手数料改正の推移

- · 昭和 47 年 9月1日 25円/10
- · 昭和 49 年 4月1日 35円/10
- · 昭和 51 年 4月 1日 45 円/10
- ・ 昭和53年 4月1日 55円/10
- ・ 昭和 56 年 1月1日 60円/10
- ・ 昭和 58 年 4月1日 65円/10
- ・ 昭和61年 8月1日 67円/10
- ・ 平成 9年11月1日 80円/10
- ・ 平成 13 年 4月1日 100円/10